

第73号議案

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部改正について

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則（平成11年滋賀県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条中「および第3条」を削る。

第2条中「第2条第2号イ」を「第2条第1号イ」に、「滋賀県職員等の給与に関する条例」を「滋賀県職員等の給与等に関する条例」に、「同条第3号イ」を「同条第2号イ」に、「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例」を「滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例」に改め、同条第1号中「職員の給与の支給等に関する規則」を「職員等の給与の支給等に関する規則」に改め、同条第3号中「職員の通勤手当に関する規則」を「職員等の通勤手当に関する規則」に改める。

第3条中「第2条第4号エ」を「第2条第3号エ」に改める。

第4条を削る。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則」の一部改正の概要について

1 規則内容

- ・ 滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条および第3条の規定に基づき、市町が処理することとする事務その他必要な事項を定めるもの。

2 改正の理由および内容

(理由1)

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、これまで教育委員会が管理し、および執行していた教育に関する事務のうち、「文化財の保護に関すること」を知事が管理および執行することとなったため、条例改正がなされたことに伴い当該教育委員会規則から関連条項を削除する。

(内容1)

- ・ 第4条を削除(新旧対照表参照)

(理由2)

- ・ 地方公務員法および地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことならびに特別職の非常勤職員および臨時的任用職員の任用が厳格化されたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、「滋賀県職員等の給与等に関する条例」と「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例」が改正された。

- ・ これらの条例の名称変更に伴う改正

(内容2)

【第2条】

「滋賀県職員等の給与に関する条例」→「滋賀県職員等の給与等に関する条例」

「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例」→「滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例」

3 施行日

- ・ 令和2年4月1日

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第48号。以下「条例」という。）第2条および第3条の規定に基づき、市町が処理することとする事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 条例第2条第2号イに規定する<u>滋賀県職員等の給与に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第27号）の施行に係る事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるものおよび同条第3号イに規定する<u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号）の施行に係る事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>職員の給与の支給等に関する規則</u>（昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号）第12条第2項の規定による扶養親族届に係る事実および扶養手当の月額認定ならびに同条第4項の規定による扶養手当の確認に関する事務</p> <p>(2) 職員の住居手当に関する規則（昭和49年滋賀県人事委員会規則第36号）第7条の規定による住居届に係る事実の確認および住居手当の月額</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第48号。以下「条例」という。）第2条_____の規定に基づき、市町が処理することとする事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 条例第2条第1号イに規定する<u>滋賀県職員等の給与等に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第27号）の施行に係る事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるものおよび同条第2号イに規定する<u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号）の施行に係る事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>職員等の給与の支給等に関する規則</u>（昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号）第12条第2項の規定による扶養親族届に係る事実および扶養手当の月額認定ならびに同条第4項の規定による扶養手当の確認に関する事務</p> <p>(2) 職員の住居手当に関する規則（昭和49年滋賀県人事委員会規則第36号）第7条の規定による住居届に係る事実の確認および住居手当の月額</p>

の決定または改定ならびに同規則第11条の規定による住居手当の確認に関する事務

(3) 職員の通勤手当に関する規則（昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号）第4条の規定による通勤届に係る事実の確認および通勤手当の月額
の決定または改定ならびに同規則第20条の規定による通勤手当の確認に関する事務

（一部改正〔平成12年教委規則31号・17年1号〕）

第3条 条例第2条第4号エに規定する滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例を廃止する条例（平成14年滋賀県条例第27号）付則第2項または第4項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における旧滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例（昭和62年滋賀県条例第34号）の施行に係る事務のうち教育委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるものは、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年滋賀県教育委員会規則第7号）付則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則（昭和62年滋賀県教育委員会規則第8号。以下この条において「旧規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務とする。

- (1) 旧規則第7条の規定による誓約書の受付
- (2) 旧規則第10条の規定による借用証書の受付
- (3) 旧規則第17条の規定による連帯保証人の変更の届出の受付
- (4) 旧規則第18条の規定による異動の届出の受付

の決定または改定ならびに同規則第11条の規定による住居手当の確認に関する事務

(3) 職員等の通勤手当に関する規則（昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号）第4条の規定による通勤届に係る事実の確認および通勤手当の月額
の決定または改定ならびに同規則第20条の規定による通勤手当の確認に関する事務

（一部改正〔平成12年教委規則31号・17年1号〕）

第3条 条例第2条第3号エに規定する滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例を廃止する条例（平成14年滋賀県条例第27号）付則第2項または第4項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における旧滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例（昭和62年滋賀県条例第34号）の施行に係る事務のうち教育委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるものは、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年滋賀県教育委員会規則第7号）付則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則（昭和62年滋賀県教育委員会規則第8号。以下この条において「旧規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務とする。

- (1) 旧規則第7条の規定による誓約書の受付
- (2) 旧規則第10条の規定による借用証書の受付
- (3) 旧規則第17条の規定による連帯保証人の変更の届出の受付
- (4) 旧規則第18条の規定による異動の届出の受付

(追加〔平成12年教委規則31号〕、一部改正〔平成14年教委規則7号〕)

第4条 条例第3条に規定する教育委員会規則で定める現状の変更および保存に影響を及ぼす行為は、次に掲げるもの(第1号から第8号までに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)とする。

(1) 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築または改築にあつては、増築または改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。次号において同じ。)で2年以内の期限を限って設置されるものの新築、増築または改築

(2) 小規模建築物の新築、増築または改築(増築または改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域におけるもの

(3) 工作物(建築物を除く。以下この号において同じ。)の設置もしくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)または道路の舗装もしくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

(4) 滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第36条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置または改修

(追加〔平成12年教委規則31号〕、一部改正〔平成14年教委規則7号〕)

(削除)

(5) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修

(6) 建築物その他の工作物（建築または設置の日から50年を経過していない建築物その他の工作物に係るものに限る。）の除却

(7) 木竹の伐採（滋賀県指定名勝または滋賀県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

(8) 滋賀県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

(9) 滋賀県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護もしくは生息状況の調査または当該動物による人の生命もしくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲および当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識もしくは発信機の装着または当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

(10) 滋賀県指定天然記念物に指定された動物の動物園または水族館相互間における譲受けまたは借受け

(11) 滋賀県指定天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

2 条例第3条第4号に規定する滋賀県文化財保護条例の施行に係る事務のうち滋賀県教育委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるものは、滋賀県文化財保護条例施行規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第7号）に基づく事務のうち、同条第1号から第3号までに掲げる事務の処理に関する事務とする。

以下 省略

以下 省略